

住宅の耐震改修に伴う固定資産税の減額措置について

平成18年1月1日から令和8年3月31日までの間に、耐震改修を実施した場合、当該家屋の翌年度分の固定資産税が減額されます。

1 対象となる家屋（次に掲げる要件をすべて満たしていること）

- I 昭和57年1月1日以前から存在する専用住宅・併用住宅・共同住宅であること。
（併用住宅の場合は、居住部分の割合が2分の1以上のものに限ります。）
- II 現行の耐震基準に適合される改修工事であることが証明された住宅であること。
※ 現行の耐震基準とは、昭和56年6月1日に施行された建築基準法に基づく基準です。
- III 改修工事の工事費用が1戸あたり50万円以上であること。
※ 工事費用は、耐震改修以外の増築・リフォーム工事等は含みません。
なお、補助金等の交付の有無は問いません。
- IV 現在、他の固定資産税軽減・減額措置を受けていないこと。

2 減額される期間及び割合

改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税を2分の1減額します。
認定長期優良住宅に該当する場合は、固定資産税を3分の2減額します。
（ただし、対象となる床面積は、1戸につき120㎡までに限る。）

3 申請方法

改修工事完了後3ヶ月以内に、下記の書類を提出
（3ヶ月を経過した後に提出する場合には、申告書に理由を記入）

- I 住宅耐震改修に伴う減額申告書
- II 住宅耐震改修証明書※1または増改築等工事証明書※2
- ※1 丸亀市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱（平成23年要綱第36号）に基づく耐震工事の補助金の交付を受けた方は、丸亀市（建築住宅課）にて証明書の発行ができます。
- ※2 証明書は、改修工事を行った事業者（登録された建築士事務所に属する建築士）、指定確認検査機関、登録住宅性能機関等に証明を依頼して下さい。
- III 耐震改修に要した費用を証する書類
（工事明細書、領収書等）
- IV 建物平面図
- VI 認定長期優良住宅の場合は、該当することが分かる書類